平成２７年（フ）第１０６１号
大阪市天王寺区大道３丁目８番６―603号、前住所大阪府高石市取石３丁目９番71号
債務者　木本　信彦
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５３０号
大阪府東大阪市玉串町東１丁目３番56号　ベルコート花園101号
債務者　本田　初枝
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６０７号
大阪府池田市神田３丁目11番７号
債務者　野瑞　幸彦
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６１５号
大阪府交野市星田５丁目12―４　302号、住民票上の住所大阪府交野市星田５丁目12番302号、前住所大阪府交野市星田５丁目８番506号
債務者　山川　陽子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６１７号
大阪市淀川区三津屋中２丁目15番３号　スカイハイツ303号
債務者　岸本　晴美
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６５９号
大阪市東淀川区豊里４丁目９番５号メゾン・エトワール　１―Ｄ号
債務者　倉橋恵里香（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６７０号
大阪府守口市淀江町５番５―304号、前住所大阪府守口市橋波東之町３丁目８番18―105号
債務者　齋藤亜希子（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７４９号
大阪市西淀川区野里１丁目32番14―116号
債務者　森　　正明
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９９号
相模原市南区磯部1184番地１　ロイヤルフォルム205
債務者　小玉　　均
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１４８号
埼玉県川越市広栄町14番地２　カーサカリーナ川越306号室
債務者　是永　京子（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０５号
相模原市中央区上溝3920番地２
債務者　佐藤　　登
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１０８号
相模原市緑区橋本５丁目15番16号　セイシェル301
債務者　後藤　哲也
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１０９号
相模原市南区相模台団地６番４―405号
債務者　北林　至宏
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１１０号
相模原市南区相模台団地６番４―405号
債務者　北林　裕子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１１２号
相模原市南区上鶴間３丁目24番１―226号
債務者　松田　陸子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３１号
三重県伊勢市宮後２丁目14番41号
債務者　濱口　喜治
1　決定年月日時　平成27年５月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
宮城県名取市手倉田字堰根433番地　レーベンハウス103号
債務者　氏家　勇気
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係